

札幌市監査委員 藤 江 正 祥
同 窪 田 もとむ
同 三 上 洋 右
同 國 安 政 典

定期監査等の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項に基づき、下記の部等を対象として監査を行ったので、同条第9項の規定により、その監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

記

監査の対象

1 定期監査等（事務監査）

総務局	秘書部
	広報部
	情報システム部
	オンブズマン事務局
まちづくり政策局	総合交通計画部
財政局	財政部
中央区	市民部
	保健福祉部
北区	市民部
	保健福祉部
手稲区	市民部
	保健福祉部
人事委員会事務局	

2 定期監査等（工事監査）

環境局	環境事業部
建設局	土木部

3 出資団体等監査

株式会社札幌ドーム
一般財団法人札幌市環境事業公社
株式会社札幌副都心開発公社
一般財団法人札幌市住宅管理公社
公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会
一般社団法人札幌市医師会
一般財団法人札幌市職員福利厚生会
学校法人幌北学園

出資団体等監査

平成30年度出資団体等監査報告書

監査の対象

対象団体名	監査の種別	出資団体	公の施設 指定管理者	財政援助 団体
株式会社札幌ドーム		○	○	○
一般財団法人札幌市環境事業公社		○		
株式会社札幌副都心開発公社		○		○
一般財団法人札幌市住宅管理公社		○	○	
公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会			○	○
一般社団法人札幌市医師会			○	○
一般財団法人札幌市職員福利厚生会				○
学校法人幌北学園				○

監査の範囲

主として平成29年度の当該監査種別に係る出納その他の事務。なお、一般財団法人札幌市住宅管理公社については、平成29年度中に完成した土木、建築、設備工事等に係る工事設計、工事監理及び工事事務を含む。

監査の方法

前記事務を対象として、これらの事務が適正に執行されているかどうかについて実施し、監査に当たっては、抽出により関係書類の検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

監査の期間

平成31年1月11日から同年3月27日まで

監査の結果

おおむね良好と認められたが、下記のとおり一部の団体において改善及び検討を要する事項がみられた。改善措置を要すると認められた事項については、所管部局において対象団体に対する適切な指導監督等を行われたい。

1 出資団体監査

(1) 委託料の支払基準を明確にすべきもの

【株式会社札幌ドーム】

駐車場管理誘導等業務においては、食事の持込みができないイベントの開催時は、当法人が配置ポスト数（業務従事者数）と同数の食事を受託者に提供すると仕様書上で定めているが、実際には、勤務時間の長短等に応じて支給対象人数を調整しているため、業務従事者数と異なる人数を食事代の支給対象数としている場合が散見された。こうした実際に行われている調整の方法については、その基準が仕様書等に記載されていないため、現状では受託者の請求に応じて食事代相当分を支払っている。

このような運用は適切ではないことから、支払に当たり実際に必要となる食事代の支払基準を仕様書に記載するなど取扱いを明確にしたうえで、委託料を支払われるよう事務を見直されたい。

(2) 経済性等の観点からの契約方法の検討について（意見）

【株式会社札幌ドーム】

当法人においては、契約規則上、契約方法の原則は指名競争入札としているが、特定の事由に該当する場合には指名競争入札によることなく、特命発注により契約の相手先を選定することができることを定めている。この場合、契約の相手先の候補については、被指名者選考委員会にて決定するが、特定の場合には、同委員会の決定によらずに決定することとされている。

一部の役務契約には、契約規則上の特命発注により選定することができる規定を根拠に、創業以来同じ相手と業務委託契約を繰り返し更新しているものがみられた。この場合、契約相手の選定に当たっては、被指名者選考委員会による審査は行わず、業務評価を行い、委託先の業務水準が要求水準を満たしていることを確認したうえで、有益であるとして、同じ契約相手と契約を締結している。

このように、同一の契約相手を選定する限り、更なる業務改善や経費の見直しの観点から契約相手を見直す機会は得られない。

利用者の安全確保や施設の安定稼働を目的に、特定の相手との契約を優先することを否定するものではないが、業務改善や経費の見直しの観点から、競争入札や提案競技等の実施についても適宜検討をし、経済性や有効性の向上に向けて一層取り組まれるよう要望する。

(3) 建設業法上の建設工事に該当する外部発注を適正になすべきもの

【一般財団法人札幌市環境事業公社】

資源選別センターの設備更新や修繕等に当たり、建設業法上の建設工事に該当するものを役務契約の形式で外部に発注している事例がみられた。そのため、以下のとおり、請負契約の手続きや内容等が適正でないものとなっていた。

- ア 競争入札の執行に当たり、建設業を営む許可のない者を含めて参加者を指名しているもの
- イ アのうち、許可のない者が落札したため、その者に建設工事を請け負わせているもの
- ウ 競争入札の被指名者に対する通知を、法令で義務付けられている期日までに行っていないもの
- エ 請負契約の契約書面が、法令で記載が義務付けられている事項を網羅していないもの
- オ 施工に当たり、法令で配置が義務付けられている主任技術者を、請負人に配置させていないもの

(4) 事業費及び管理費を区分して表示すべきもの

【一般財団法人札幌市住宅管理公社】

当法人の平成29年度決算における正味財産増減計算書によれば、当法人の経常費用の内訳として、一切の管理費は表示されていない。これは、当法人においては、正味財産増減計算書作成に当たり、管理費を全て事業費に配賦しているためである。

しかし、当法人は公益目的支出計画を実施中であることから、外部公表用の正味財産増減計算書では、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の関係法令により、事業費と管理費を区分することが求められている。そもそも、管理費とは各種の事業を管理するために毎年度経常的に要する費用であり、当法人においても管理業務やその他法人全般に係る事項に関することを扱う法人会計では収益が計上されているものの費用が一切計上されておらず適切さを欠いている。

外部公表用の正味財産増減計算書においては、事業費と管理費を明確に区分して表示されたい。

(5) 契約書に収入印紙を貼付すべきもの

【一般財団法人札幌市住宅管理公社】

当法人と各市営住宅自治会等との間で作成した「駐車場の管理運営に関する協定書」は、その内容から印紙税法別表第1の第7号に規定される継続的取引の基本となる契約書等に相当するものと判断されることから、速やかに対応をなされたい。

(6) 物品購入に係る事務を適正に執行すべきもの

【一般財団法人札幌市住宅管理公社】

物品購入を行う場合、所定の決裁を受けてから発注を行うべきところ、小額物品の購入において、決裁前に発注を行い、納品された後に決裁を受けていたものがみられた。

このような事務処理については、当監査委員が実施した前回（平成27年度）の監査においても指摘したところであるが、その際に当法人から、今後、適正な事務執行を徹底するとの報告を受けている。

しかしながら、同様の不適切な事務処理が再度行われたことは甚だ遺憾であり、今後は適正な事務執行を徹底されるよう、改めて求める。

(7) 契約事務における指名通知を適正に行うべきもの

【一般財団法人札幌市住宅管理公社】

指名競争入札等における指名通知書について、当法人では被指名者への「お知らせ」として取り扱い、契印、公印を省略し事務を執り行っている。文書の性質上、当法人の処務規程における契印、公印の不必要なものとして取り扱えるものとは認めがたいことから、事務の見直しを行うよう努められたい。

(8) 工事設計

【以下、一般財団法人札幌市住宅管理公社】

ア 共通仮設費率の補正を適正にすべきもの

今回監査した工事等の共通仮設費の算定において、以下のとおり共通仮設費率の補正に誤りのある事例がみられた。

工事等の設計に当たっては、積算要領等の周知を徹底し、研修等により担当職員の設計技術の向上を図るとともに、検算・審査・決裁等の各段階においてチェック機能を強化し、適正な設計となるよう努められたい。

(ア) 「国土交通省土木工事標準積算基準書（共通編）」では、地域補正の適用条件に該当する場合、共通仮設費率に施工地域区分及び工種区分に対応した補正係数を乗じるものと定められているが、地域補正の適用条件に該当しない工事において、誤ってこの補正を行い、共通仮設費率を過大に算定していたもの

(イ) 「公共建築工事積算基準等資料」では、監督職員事務所を設けない場合、共通仮設費率の減額補正を行うこととしているが、この補正が行われず、共通仮設費率を過大に算定していたもの

イ 随意契約方式により追加工事を発注する場合の間接工事費等の調整を適正にすべきもの

「国土交通省土木工事標準積算基準書（共通編）」では、発注済工事の施工業者と随意契約方式にて追加工事を発注する場合、間接工事費等（共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等）の調整を行うものと定められている。

しかし、今回監査した土木工事の積算において、この間接工事費等の調整がなされず、過大な積算となっている事例がみられた。

工事の設計に当たっては、積算基準や要領等の周知を徹底し、研修等により担当職員の設計技術の向上を図るとともに、検算・審査・決裁等の各段階においてチェック機能を強化し、適正な設計となるよう組織を挙げて努められたい。

(9) 工事監理

【以下、一般財団法人札幌市住宅管理公社】

ア 設計変更等の報告を適時に行うべきもの

「一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等施行要領」では、工事の施行に当たり設計変更等の必要があると認められる場合には、工事担当者は、直ちにその事実を上司に報告し、今後の措置について指示を受けなければならないと定めているが、今回監査した建築工事において、この報告が適時に行われていない事例がみられた。

設計変更等の必要があると認められる場合には、直ちにその事実を上司に報告し、今後の措置について指示を受けるよう、工事担当者への周知徹底を図られたい。

イ 産業廃棄物運搬車の表示を適正に実施すべきもの

産業廃棄物の運搬において、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」では、産業廃棄物の運搬車両である旨の表示を車体の両側面に鮮明に表示することと定めている。

しかし、今回監査した設備工事において、産業廃棄物の運搬車両の両側面に産業廃棄物の運搬車両である旨の表示がされていない事例がみられた。

産業廃棄物の処理については、関係法令の順守、適正な処理を確認していくことが必要であり、上記法令及び仕様書等に十分留意して産業廃棄物の処理を適正に行うとともに、受注者の指導に努められたい。

ウ 発生材調書を提出すべきもの

「公共建築工事標準仕様書」では、発生材のうち、発注者に引渡しを要すると指定されたものは、監督職員の指示を受けた場所に整理のうえ、調

書を作成して監督職員に提出することと定めているが、発生材調書が受注者から提出されていない事例がみられた。

工事で撤去した変圧器のうち、PCB含有の変圧器については受注者が処分できないため、特記仕様書に定める「引渡しを要する発生材」として発生材調書を提出させるよう、受注者の指導に努められたい。

エ 建設副産物の処理に関する書類を提出すべきもの

工事に伴い発生する建設副産物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づき、適正な管理をしなければならないが、「(一財)札幌市住宅管理公社 標準仕様書」において、しゅん功時に提出することとされている産業廃棄物処理委託契約書及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しが提出されていない事例がみられた。

建設副産物の処理については、関係書類の提出、提示を受け、適正な処理を確認していくことが必要であり、関係法令等に基づいた建設副産物の処理を行うよう、受注者の指導に努められたい。

(10) 工事事務

【以下、一般財団法人札幌市住宅管理公社】

ア 特命随意契約を見直すべきもの

「小額工事の施行及び契約事務の適正化に関する要領」では、設計金額が250万円以下の工事（以下「小額工事」という。）の請負契約は随意契約によるものとし、3人以上から見積書を徴する指名見積合せを原則としているが、緊急その他特別の事情のあるとき等は、1人から見積書を徴して契約する特命随意契約を行うことができるとしている。

特命随意契約を行うことができる小額工事の具体的要件及び決定権者については、別途理事長決裁により定めているが、今回監査した小額工事において、この理事長決裁に具体的要件の定めがない「計画修繕工事等」との理由で、特命随意契約により請負契約が締結されている事例がみられた。

計画修繕工事等とは、札幌市との施設保全事業に係る当初契約書に記載されている工事等をいうが、これを以て特命随意契約とするには理由に乏しいと思われる。

また、計画修繕工事等の請負契約を特命随意契約で行うことにより、当法人が実施する小額工事のほとんどが、本来は例外規定である特命随意契約の要件に該当することになる。

当法人が実施する事業の大半は札幌市からの受託事業であり、契約事務の執行に当たっては、札幌市と同様に公平性や競争性、透明性の確保が求められることから、事業の内容等を踏まえ、小額工事の特命随意契約の要件について見直されたい。

イ 書面によらず見積通知を行った場合の記録について（意見）

「小額工事の施行及び契約事務の適正化に関する要領」では、特命随意契約の場合は、見積通知を書面によらないことができるかとされているが、通知した日付及び内容の記録を残すことについては、特に定めがない。

現在、担当職員が口頭により見積通知を行っているが、その日付及び内容を客観的に確認できるようにすることは重要であり、書面によらず見積通知を行った場合の記録を残すことについて検討されるよう要望する。

2 公の施設指定管理者監査

(1) 指定管理業務に係る収支報告を正しく行うべきもの

【公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会】

指定管理業務に係る札幌市への収支報告に当たり、費用の中に、指定管理業務ではない別の受託業務に従事している職員の通勤手当が含まれていたため、正確に報告されたい。

3 財政援助団体監査

(1) 補助対象経費の内訳を明らかにしたうえで交付申請をすべきもの

【公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会】

法人の運営経費に対して札幌市から財政援助を受けている「札幌市障がい者団体運営費補助金」の交付申請等に当たり、補助対象経費の内訳が、当法人内部で把握されていなかった。

対象経費の内訳を明らかにしないまま、補助金交付の必要性を申請することは考えにくいことであり、他の業務との経費区分も明らかではないことから、補助対象経費の内訳や指定管理業務等の他の業務との経費区分を明らかにしたうえで、申請をなされたい。

(2) 庁内大会開催に係る助成金申請において不要な領収書を提出させるべきではないもの

【一般財団法人札幌市職員福利厚生会】

当法人では、庁内体育大会等の開催に当たり、大会を主管する同好会に経費の全部又は一部を助成している。

同好会が大会の運営従事者に支給する日当や交通費に関しても助成金の対象としており、同好会が日当や交通費の助成金を申請するに当たっては、原則、当該大会終了後に、申請書の添付書類として、大会当日の日付で同好会から当法人宛てに発行した当該助成金に係る領収書やその他必要書類を

提出させ、要件審査の後、後日口座振込で同好会に対し助成金の支払を行っている。

この領収書は、同好会が助成金を受領した事実がない時点で発行されたものであること、助成金申請の要件審査のための必要書類は別途提出させていること、当法人が後日同好会に口座振込で支払をした事実は金融機関が発行する振込明細等で確認できることから、この領収書を同好会に提出させることは適切ではなく、申請手続きを見直されたい。

(3) 補助金交付申請に当たり対象経費が重複していたもの

【学校法人幌北学園】

認定こども園の運営経費に対する札幌市からの財政援助である「私立認可保育所等に対する各種補助金」と「私立幼稚園等特別支援教育事業費補助金」の補助対象経費について、人件費が重複している部分があったので、対象経費を精査するなど、適正に申請手続きをなされたい。

(4) 補助金の受給額を法人の決算に正しく計上すべきもの

【学校法人幌北学園】

一部の認定こども園の運営経費に対する補助金について、最終的な受給確定額が法人の決算に正しく計上されていなかった。補助金に係る決算書作成に当たっては、受給確定額を正確に把握し、組織的なチェックを確実に行う等、正確な事務をなされたい。

参 考

監査対象団体の概要

1 出資団体監査

(1) 株式会社札幌ドーム（所管：スポーツ局スポーツ部）

この法人は、全天候型多目的施設（札幌ドーム）の管理運営、スポーツ・芸能に関する興行、各種行事の企画・運営、食料品等の販売、宣伝広告事業などを行うことを目的として平成10年に設立されたものである。

札幌市は、この法人に対し資本金総額10億円のうち5億5,000万円（出資比率55.0%）を出資している。

また、札幌市は、この法人に公の施設である札幌ドームの管理運営を行わせているが、その管理運営等に要する費用は支出していない。なお、平成29年度に、札幌ドーム利用料金の減免に対する補填として、総額8,625万円の補助金を交付している。

第1表 第20期 経営成績及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
経 営 成 績	経 常 収 益 A	3,935,875
	経 常 費 用 B	3,706,150
	経 常 △ 損 益 C=A-B	229,724
	特 別 △ 損 益 D	0
	法 人 税 等 E	530
	法 人 税 等 調 整 額 F	66,180
	当 期 △ 損 益 G=C+D-E-F	163,014
	前 期 繰 越 利 益 H	2,041,817
	繰 越 利 益 剰 余 金 I=G+H	2,204,832
	財 政 状 態 (平成30年3月31日現在)	流 動 資 産 J
固 定 資 産 K		585,885
資 産 合 計 L=J+K		4,618,825
流 動 負 債 M		1,334,177
固 定 負 債 N		79,815
負 債 合 計 O=M+N		1,413,993
資 本 金 P		1,000,000
資 本 剰 余 金 Q		0
利 益 剰 余 金 R		2,204,832
純 資 産 合 計 S=P+Q+R		3,204,832
負 債 及 び 純 資 産 合 計 T=O+S	4,618,825	

(注) 本表は、損益計算書及び貸借対照表により作成している。なお、千円未満は切捨てしている。

(注) 当事業年度は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までである。

第2表 株主、所有株式数及び持株比率

(平成30年3月31日現在)

株主	所有株式数(株)	持株比率(%)
札幌市	11,000	55.0
札幌商工会議所	1,000	5.0
北海道電力株式会社	1,000	5.0
北海道瓦斯株式会社	600	3.0
株式会社北海道新聞社	600	3.0
株式会社北洋銀行	600	3.0
株式会社北海道銀行	600	3.0
サッポロビール株式会社	600	3.0
株式会社プリンスホテル	600	3.0
その他18社	3,400	17.0
合計	20,000	100.0

(注) 持株比率は、小数点以下第2位を四捨五入している。

(2) 一般財団法人札幌市環境事業公社（所管：環境局環境事業部）

この法人は、廃棄物の収集運搬及び再資源化等の処理に関する事業並びにこれらに係る調査研究・普及啓発を行うことにより、清潔で快適な都市環境の確保と資源循環型社会の推進を図り、もって地域社会の発展と地球環境の保全に寄与することを目的として、平成2年に設立されたものである。

札幌市は、この法人の基本財産総額4,000万円のうち2,000万円（出資比率50.0%）を出資している。

平成29年度 事業成績及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
事業成績	経常収益 A (うち札幌市からの委託料)	7,780,244 (1,124,199)
	経常費用 B	7,607,629
	経常△増減額 C=A-B	172,615
	経常外△増減額 D	0
	法人税等 E	60,346
	当期一般正味財産増減額 F=C+D-E	112,268
	一般正味財産期首残高 G	1,690,090
	一般正味財産期末残高 H=F+G	1,802,359
	当期指定正味財産増減額 I	0
	指定正味財産期首残高 J	30,000
	指定正味財産期末残高 K=I+J	30,000
	正味財産期末残高 L=H+K	1,832,359
	財政状態 (平成30年3月31日現在)	流動資産 M
固定資産 N		1,676,717
資産合計 O=M+N		3,725,072
流動負債 P		1,024,914
固定負債 Q		867,797
負債合計 R=P+Q		1,892,712
指定正味財産 S		30,000
一般正味財産 T		1,802,359
正味財産合計 U=S+T		1,832,359
負債及び正味財産合計 V=R+U	3,725,072	

(注) 本表は、正味財産増減計算書及び貸借対照表により作成している。
なお、千円未満は切捨てしている。

(注) 当事業年度は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までである。

(3) 株式会社札幌副都心開発公社（所管：都市局市街地整備部）

この法人は、札幌市の長期総合計画に基づき、多核心都市への誘導を図ることを目的として、厚別地域に副都心を形成するための諸施設（商業センター、オフィスビル、ホテルビル、駐車場ビル等）を建設・管理する事業主体として、札幌市、北海道東北開発公庫（現日本政策投資銀行）等の公的資本を中心に、第三セクター方式により設立されたものである。

札幌市はこの法人に対し、設立時に資本金総額3億7千万円のうち1億円の出資を行った。その後、札幌市及び民間からの増資を得て、現在の資本金総額は8億7千万円、うち札幌市の出資額は3億円（出資比率34.5%）となっている。また、札幌市は平成29年度に、耐震改修工事事業に係る費用に対し、1億5,690万円の補助金を交付している。

第1表 第44期 経営成績及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
経 営 成 績	経 常 収 益 A	4,274,485
	経 常 費 用 B	4,024,055
	経 常 △ 損 益 C=A-B	250,429
	特 別 △ 損 益 D	104,113
	法 人 税 等 E	57,543
	法 人 税 等 調 整 額 F	50,601
	当 期 △ 損 益 G=C+D-E-F	246,398
	前 期 繰 越 利 益 H	157,909
	繰 越 利 益 剰 余 金 I=G+H	404,307
財 政 状 態 (平成30年3月31日現在)	流 動 資 産 J	1,335,716
	固 定 資 産 K	25,569,707
	資 産 合 計 L=J+K	26,905,424
	流 動 負 債 M	2,056,872
	固 定 負 債 N	12,575,879
	負 債 合 計 O=M+N	14,632,752
	資 本 金 P	870,000
	利 益 剰 余 金 Q	3,018,361
	評 価 ・ 換 算 差 額 等 R	8,384,310
	純 資 産 合 計 S=P+Q+R	12,272,672
負 債 及 び 純 資 産 合 計 T=O+S	26,905,424	

(注) 本表は、損益計算書及び貸借対照表により作成している。なお、千円未満は切捨てしている。

(注) 当事業年度は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までである。

第2表 株主、所有株式数及び持株比率

(平成30年3月31日現在)

株	主	所有株式数(株)	持株比率(%)
札幌市		600,000	34.5
株式会社日本政策投資銀行		340,000	19.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社		160,000	9.2
ノースパシフィック株式会社		153,000	8.8
株式会社北洋銀行		87,000	5.0
株式会社北海道銀行		80,000	4.6
株式会社みずほ銀行		80,000	4.6
北海道		60,000	3.4
共栄火災海上保険株式会社		37,200	2.1
その他8社		142,800	8.2
合	計	1,740,000	100.0

(注) 持株比率は、小数点以下第2位を四捨五入している。

(4) 一般財団法人札幌市住宅管理公社（所管：都市局市街地整備部）

この法人は、市営住宅の維持管理等を行うことを目的として昭和52年に設立されたものであり、平成8年度からは、学校施設等の市有建築物の保全に関する事業が加わっている。

札幌市は、この法人の基本財産総額1,000万円のうち500万円（出資比率50.0%）を出資するとともに、平成29年度に公の施設である厚別区、豊平区、清田区及び南区内の市営住宅の指定管理業務に要する経費として、4億4,347万円を支出している。

平成29年度 事業成績及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
事業成績	経常収益 A (うち札幌市からの委託料) (うち札幌市からの公の施設の指定管理費)	7,030,253 (6,525,489) (443,479)
	経常費用 B	7,012,815
	経常△増減額 C=A-B	17,437
	経常外△増減額 D	0
	法人税等 E	108
	当期一般正味財産増減額 F=C+D-E	17,328
	一般正味財産期首残高 G	220,418
	一般正味財産期末残高 H=F+G	237,747
	当期指定正味財産増減額 I	0
	指定正味財産期首残高 J	5,000
	指定正味財産期末残高 K=I+J	5,000
	正味財産期末残高 L=H+K	242,747
	財政状態 (平成30年3月31日現在)	流動資産 M
固定資産 N		276,342
資産合計 O=M+N		1,536,630
流動負債 P		1,074,924
固定負債 Q		218,958
負債合計 R=P+Q		1,293,883
指定正味財産 S		5,000
一般正味財産 T		237,747
正味財産合計 U=S+T		242,747
負債及び正味財産合計 V=R+U	1,536,630	

(注) 本表は、正味財産増減計算書及び貸借対照表により作成している。
なお、千円未満は切捨てしている。

(注) 当事業年度は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までである。

2 公の施設指定管理者監査

(1) 株式会社札幌ドーム

法人の概要については、1 (1)参照

平成29年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌ドーム	—	1,467,059,695	スポーツ局 スポーツ部
合計	—	1,467,059,695	

(注) 指定管理期間は平成26年度から平成29年度までである。

(2) 一般財団法人札幌市住宅管理公社

法人の概要については、1 (4)参照

平成29年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
市営住宅(厚別区、豊平区、清田区、南区)	443,479,000	—	都市局 市街地整備部
合計	443,479,000	—	

(注) 指定管理期間は平成26年度から平成29年度までである。

(3) 公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会

この法人は、札幌市に居住する身体障がい者の生活の安定と福祉の推進を図り、身体障がい者の利益の増進に寄与することを目的として、昭和47年に社団法人として設立された。

札幌市は、平成20年度から公の施設である札幌市身体障害者福祉センターの管理運営を当法人に行わせており、平成29年度には、その管理運営に要する費用として1億1,427万円を支出している。また、当法人の運営及び福祉活動推進事業に係る費用に対し、平成29年度に350万円の補助金を交付するとともに、この法人の貸付事業の資金として、平成29年度末現在で3,000万円を貸し付けている。

平成29年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌市身体障害者福祉センター	114,276,000	—	保健福祉局 障がい保健福祉部
合 計	114,276,000	—	

(注) 指定管理期間は平成28年度から平成31年度までである。

(4) 一般社団法人札幌市医師会

この法人は、札幌市内の開業医、勤務医を会員として、医道の昂揚、医学医術の発達普及と公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを目的として、昭和22年に設立されたものである。

主な事業は、市民に対する健康診査等、救急医療機関制度運営事業、会員の福祉共済事業、夜間急病センターの管理運営などである。

札幌市は平成29年度に、この法人の事業に係る経費に対し、二次救急医療機関制度運営事業など10事業に、総額4億355万円の補助金を交付している。また、公の施設である札幌市夜間急病センターの管理運営に要する経費として、8億6,309万円を支出している。

平成29年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌市夜間急病センター	863,094,000	—	保健福祉局 保健所
合 計	863,094,000	—	

(注) 指定管理期間は平成28年度から平成31年度までである。

3 財政援助団体監査

(1) 株式会社札幌ドーム

法人の概要については、1(1)参照

補助金の内容

(単位 円)

区 分	補助金額	所管部局
札幌ドーム利用料金減免補填補助金	38,808,000	スポーツ局
アマチュアスポーツ大会開催支援補助金	47,448,990	スポーツ部
合 計	86,256,990	

(2) 株式会社札幌副都心開発公社

法人の概要については、1(3)参照

補助金の内容

(単位 円)

区 分	補助金額	所管部局
札幌市建築物耐震改修工事等補助事業	156,903,000	都市局 建築指導部
合 計	156,903,000	

(3) 公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会

法人の概要については、2(3)参照

補助金の内容

(単位 円)

区 分	補助金額	所管部局
札幌市障がい者団体運営費補助 (うち、札幌市身体障害者福祉協会運営事業補助として)	1,900,000	保健福祉局 障がい保健福祉部
(うち、身体障害者福祉活動推進事業補助として)	1,600,000	
合 計	3,500,000	

(4) 一般社団法人札幌市医師会

法人の概要については、2(4)参照

補助金の内容

(単位 円)

区 分	補助金額	所管部局
子ども医療費助成事業及び高確法による特定健診等の事業補助	10,360,000	保健福祉局 保険医療部
地域医療室推進事業補助	5,153,000	保健福祉局 保健所
健康増進法による保健事業補助	6,480,000	
災害時医療救護活動研修等対策事業補助	2,390,000	
休日救急当番制度運営事業補助	30,049,000	
土曜午後救急当番制度運営事業補助	6,466,000	
二次救急医療機関制度運営事業補助	198,683,000	
救急告示医療機関制度運営事業補助	65,954,000	
産婦人科救急医療機関制度運営事業補助	77,019,000	
眼科救急医療機関制度運営事業補助	1,000,000	
合 計	403,554,000	

(5) 一般財団法人札幌市職員福利厚生会

この法人は、札幌市政の円滑な運営に協力するとともに、札幌市職員等の福利厚生に関する事業を行い、もって札幌市民の福祉の増進に寄与することを目的として、昭和61年に設立されたものである。

札幌市は平成29年度に、この法人の事業に係る経費に対し、9,877万円の交付金を交付している。

交付金の内容

(単位 円)

区	分	交付金額	所管部局
札幌市職員福利厚生会	交付金	98,776,000	総務局職員部
合	計	98,776,000	

(6) 学校法人幌北学園

この法人は、教育基本法、学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育を行うことを目的として昭和48年に設立されたものである。

札幌市は、平成29年度に、この法人が行う市内の幼稚園・認定こども園の運営及び整備に係る経費に合計4億8,844万円の補助金を交付している。

補助金の内容

(単位 円)

区	分	補助金額	所管部局
一時預かり事業(幼稚園型、一般型幼稚園タイプ)	補助金	20,867,300	子ども未来局 子育て支援部
時間外保育促進事業費等	補助金	5,429,910	
食物アレルギー児保育事業費	補助金	784,000	
私立幼稚園等特別支援教育事業費	補助金	22,530,000	
障がい児保育事業費	補助金	6,355,080	
私立認可保育所等に対する各種	補助金	44,431,640	
防犯対策強化整備事業	補助金	5,152,000	
私立学校教材教具等整備費	補助金	5,289,000	
実費徴収に係る補足給付事業	補助金	365,314	
私立幼稚園連合会研修費等	補助金	614,000	
保育所緊急整備事業	補助金	109,811,000	
認定こども園整備事業	補助金	266,811,000	
合	計	488,440,244	

